

復興大臣 吉 野 正 芳 様

原子力損害賠償に関する
要望書

平成29年8月31日

福島県南相馬市長 桜 井 勝 延

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

1 コミュニティ崩壊等に関する精神的損害賠償について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」といいます。）により放出された放射性物質により、当市の住民は様々な行動の制約を強いられ、原発事故前と同様に自然と触れ合うこともできなくなりました。また、住民が避難を強いられたことにより、地域の共同体が崩壊の危機にさらされています。

こうしたコミュニティの崩壊並びに、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等に基づく住民の精神的苦痛は当然に賠償されるべき損害です。

2 不合理な賠償格差の是正について

東京電力ホールディングス株式会社は、単純に避難指示等による区域割に従って賠償を行っていることから、原発事故との相当因果関係が認められる損害が生じている者であっても、区域によって賠償が認められる者とそうでない者がいます。

このような賠償における不合理な格差は、到底容認されるものではありません。

3 不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（以下「旧避難指示区域」といいます。）に存在する不動産（土地や建物等）が荒廃してしまった状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何ら変わるものではありません。

したがって、避難指示期間割合に応じた賠償ではなく、全損評価による賠償がなされるべきです。

4 帰還困難区域及び旧避難指示区域以外の農林水産業者に対する賠償について

農林業者については、長期の出荷制限がされていたことによる農業従事者の減少、水路、農道等生産基盤や生産設備の劣化等により、生産活動に関する制限が解除されたとしても、直ちに従前と同等の耕作・操業を再開できるとは限らず、水産業者については、依然として操業海域の魚介類の多くに漁獲・出荷制限がされており、試験操業が行えたとしても、従前と同等の操業とはいえません。

また、当市や関係団体の努力に関わらず、放射性物質

による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が、当市の農林水産業の生産物を敬遠する心理は今なお十分に解消されておりません。

当市の帰還困難区域及び旧避難指示区域以外の農林水産業者に対しては、避難指示や生産活動に関する制限の解除をもって、一律に休業による賠償を打ち切るべきではなく、風評被害による賠償は今後も継続されるべきです。

5 商工業者に対する一括賠償後の賠償について

当市の商工業者には、避難指示による住民の避難等により顧客・取引先が喪失したこと、十分な数の従業員を確保できないこと等により、今なお原発事故前と同等の事業規模や売上を取り戻すことのできない事業者がいます。

こうした事業者に対しては、その事業の状況に応じて減収に対する十分な賠償が行われるべきです。

6 当市に対する損害賠償について

当市が、原発事故の発生に伴い、住民の安全確保、生活再建及び、地域の復旧・復興のために行った事業は、いずれも、住民・地域を保護するために欠かせないものであり、その実施に要した費用は政府指示の有無に関わらず、

原発事故と相当因果関係のある損害です。また、固定資産税を含む当市の市税全般の税収は、減少を余儀なくされています。

加えて、原発事故による避難指示区域の設定等に伴い、当市が所有する土地や公共施設等の財物の価値は喪失又は減少しています。

以上のことから、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 当市の住民が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを全て賠償させること。
- 2 いわゆる避難指示等による区域割の基準を絶対視することなく、区域の内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償をさせること。
- 3 避難指示解除の時期に関わらず、当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域内の被災状況に即し、両区域内の不動産に対し、全損評価による賠償を行わせること。
- 4 当市の帰還困難区域及び旧避難指示区域以外の農林水産業者に対し、生産活動を断念した個別・具体的事情を柔

軟に考慮し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行わせること。

風評被害の賠償については、平成30年1月以降も個別・具体的事情に照らし、売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を柔軟に判断し、収益の減少分について確実な賠償を継続させること。

- 5 商工業者については、休業又は売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じ、柔軟に判断し、機械的判断により賠償の継続を否定させないこと。

また、平成27年以降行われた1年分の減収の2倍一括賠償を超える損害が発生した場合には、当然、これらの損害に対する賠償も確実に行わせること。

- 6 原発事故に伴い、当市が支出を余儀なくされた費用及び、当市に発生した税収の減少分に対する賠償を迅速且つ確実に行わせること。

当市の所有する財物の価値の喪失又は減少に対する賠償基準を早急に示めさせるとともに、その失われた価値分の全てを確実に賠償させること。

以 上